

繁殖農家のみなさまへのお願い //



- EUにおける規則の変更に伴い、 出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、 EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から
 - 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認
 - ② 申告書(別添)の提出
- を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



当市場に牛を出荷する際に

ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1

家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、 家畜市場からの求めがあった場合、 『ホスホマイシン』が使用された履 歴がないことを確認の上、申告書 (別添)を提出。

ホスホマイシンの使用がな いことを確認の上、申告書 を添付してください。







あなたの農家から購入したこの

家畜市場

対応2

肥育農家 から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の 販売後、肥育農家からの求めが あった場合、『ホスホマイシン』が 使用された履歴がないことを確認 の上、申告書(別添)を提出。

牛について、ホスホマイシンの 使用がないことを確認の上、申 告書を提出してもらえますか。



繁殖農家



肥育農家

ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の **処方箋又は指示が必要**です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(別添)の提出のご 協力をお願いします。